

「共謀罪」（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）を廃止する意見書

政府は、平成32年の東京オリンピックなどに対するテロ対策を理由として、「共謀罪」（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）を今国会で強行成立させた。

政府は、テロ対策のためなどと説明していますが、日本はテロ防止のために13の国際条約を締結していますしテロにつながるような重大犯罪については、それを未然に防ぐ、国内法も整備されています。

この「法」は、法律に違反する行為を実行しなくとも話し合っただけで市民を処罰できる思想・言論処罰法であり、日本の法律の基本原則である既遂処罰を根本から否定するものです。犯罪が起こる前から捜査すれば、思想・良心・言論・表現の自由など基本的人権を犯すこととなります。

そのため、「共謀罪」は過去3度にわたり国会に提出されながら、国民世論の大きな反対によって廃案となったところです。

また、「テロ等準備罪」の対象とされる「組織犯罪集団」の定義はあいまいで、すでにある盗聴法などと一体で運用され、警察の判断で幅広い市民運動や労働運動などが監視・弾圧の対象になる危険性はぬぐえません。これまでも、警察が違法な盗聴や監視などの不当な捜査を行っていたことを忘れるわけにはいきません。

政府は、これまで特定機密保護法や安全保障関連法、盗聴の拡大などを次々と行ってきました。そこに共謀罪を加えることにより、犯罪に関係のない国民の人権・プライバシーが侵されることに大きく道を開くこととなります。国民の様々な主権者としての活動や運動を抑え込み、モノ言えぬ監視・密告社会を作り出すことが強く危惧されます。

「共謀罪」によって、メディア、地域社会、国民全てが委縮することとなり、戦前の戦争するための国民弾圧立法となった治安維持法の再来となるものです。この「法」は日本国憲法の三大基本原則である国民主権・平和主義・基本的人権の尊重に反するものであり、日本の民主主義に大きな危険をもたらすものであることは明らかです。よって政府は、下記事項について措置されるよう強く要請します。

記

「共謀罪」（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年6月30日

内閣総理大臣 安倍晋三 様  
法務大臣 金田勝年 様

福島県南会津郡只見町議会  
議長 齋藤邦夫